

事前研修会_講義



令和3年10月20日(水)

(株)総合防災ソリューション

目 的

災害対策本部活動のイメージアップを図り
大規模災害時において災害対策本部活動を円滑にする

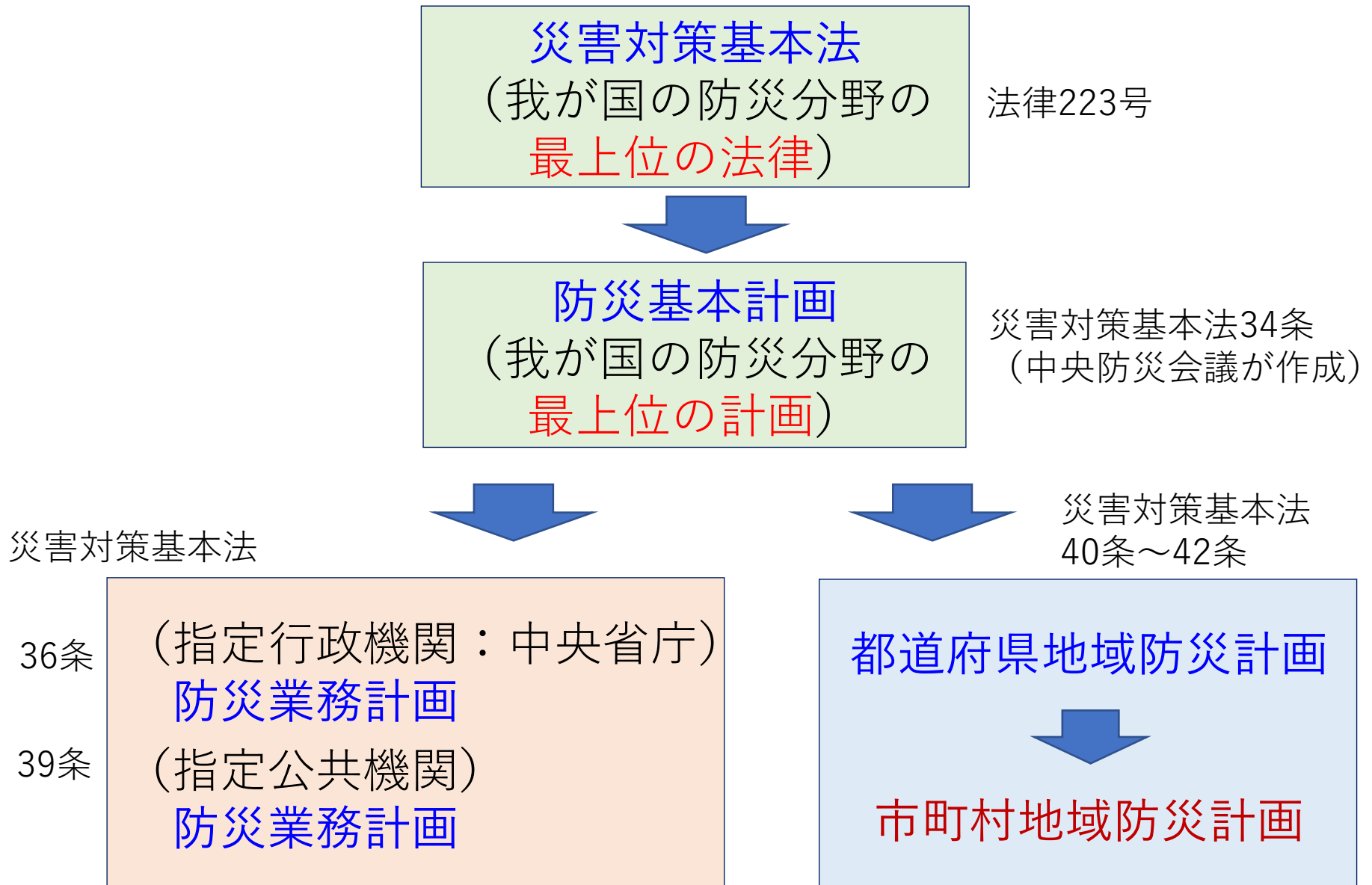
実施項目

- ①防災・危機管理の基本的事項
- ②沖縄県の地震・津波への対応
- ③災害対策本部運営の基本的事項
 - ①防災・危機管理に関する知識と技術に関する理解
 - ②防災・危機管理意識の高揚及び使命感の向上

防災・危機管理の基本的事項



熊本地震（宇土市役所）



危機管理とは（内閣法 15 条）

国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生を防止すること

防災の目的（災害対策基本法第 1 条）

国土並びに国民の生命、身体又は財産を災害から保護すること ⇒ 防災上の責務

防災に係わる責務

(災害対策基本法 3～7条)

国の責務	都道府県の責務	市町村の責務	住民等の責務
<ul style="list-style-type: none"> ①国土と国民の生命、身体、財産を保護 ②防災基本計画の作成と実施 ③防災事務の実施の推進、総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域と住民の<u>生命、身体、財産</u>を保護 ②都道府県<u>地域防災計画</u>の作成と実施 ③<u>市町村等の防災事務の助け、総合調整</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域と住民の<u>生命、身体、財産</u>を保護 ②市町村<u>地域防災計画</u>の作成と実施 	<ul style="list-style-type: none"> ①法令又は地域防災計画により誠実に責務を遂行 ②自ら防災に備え、自発的防災活動への参加など防災に寄与

※「住民等」には、公共的団体や重要施設の防災責任の管理者を含む。

市町村災害対策本部とは

災害対策基本法第23条の2

1 設置の目的

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災の推進を図るため、必要があるときに地域防災計画の定めるところにより臨時の組織として設置

2 組織

本部長、副本部長、本部員、その他の職員

3 執行事務

(1) 災害に関する情報の収集

(2) 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施

都道府県災害対策本部とは

災害対策基本法第23条

1 設置の目的

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において防災の推進を図るため、必要があるときに地域防災計画の定めるところにより臨時の組織として設置

2 組織

本部長、副本部長、本部員、その他の職員

3 執行事務

- (1) 災害に関する情報の収集
- (2) 災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針の作成、方針に沿った災害予防及び災害応急対策の実施
- (3) 関係地方公共団体、関係機関相互の連絡調整

国による応援

- ◆ 国からのプッシュ型の物資支援
- ◆ 応援対策職員派遣制度
- ◆ 広域応援部隊等
 - 消防（緊急消防援助隊）
 - 警察（警察災害派遣隊）
 - 自衛隊（災害派遣部隊）
 - 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）
 - 救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）
 - 災害派遣精神医療チーム（DPAT）
 - 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）
 - 災害廃棄物処理支援ネットワークD.Waste-Net
 - 海上保安庁

海外からの支援

災害ボランティアによる支援

医療・保健・福祉の専門職能団体による応援

- ◆ 日本医師会災害派遣医療チーム（JMAT）

都道府県による応援

- ◆ 全国都道府県広域応援協定
- ◆ ブロック知事会応援協定
- ◆ 都道府県間相互応援協定

市町村による応援

- ◆ 市町村広域応援協定
- ◆ 市町村相互応援協定

自治体等からの自主的な応援

民間事業者による応援

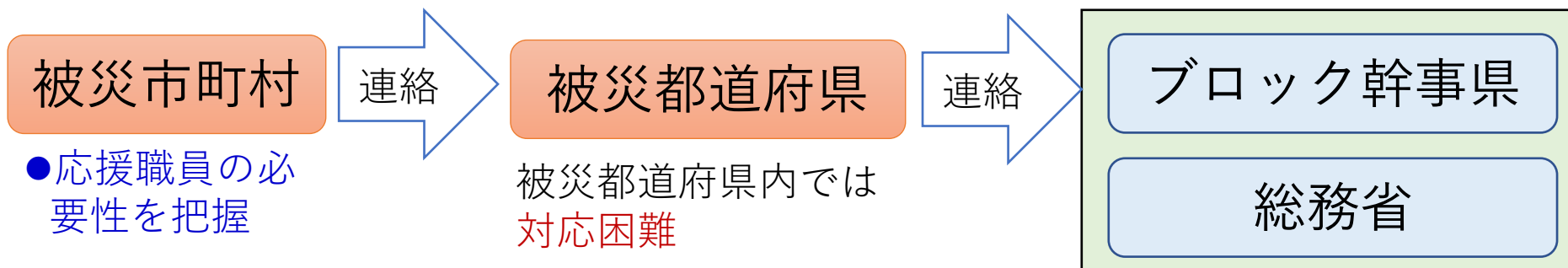
物資供給、緊急輸送、ライフライン復旧、廃棄物処理、し尿処理等

応援対策職員派遣制度の概要

従来は「被災市区町村応援職員確保システム」と呼称

職員派遣の目的

- ① 対口支援チームの派遣（避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援）
- ② 総括支援チームの派遣（被災市町村が行う災害マネジメントの支援）



第1段階支援

被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣

対口支援が原則

第2段階支援

全国の地方自治体による追加の応援職員の派遣

追加の応援職員の派遣調整

「総括支援チーム」とは

1 役割

被災市区町村の長の指揮の下で、

- ◆被災市区町村の長への助言
- ◆幹部職員との調整
- ◆被災市区町村の被害状況や応援職員のニーズ把握
- ◆被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携など

⇒被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援

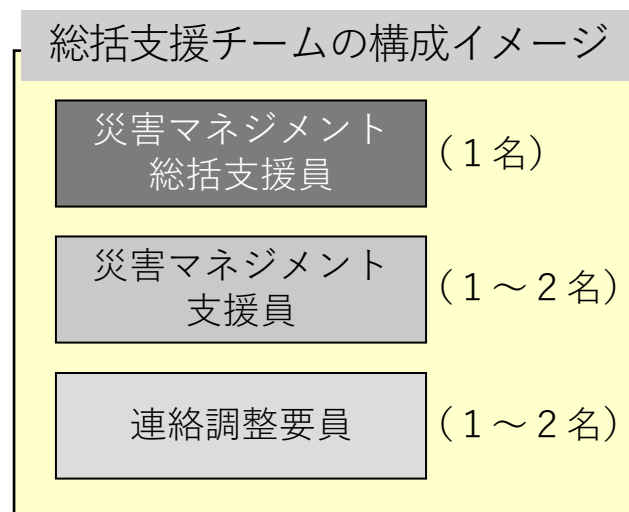
2 構成

○災害マネジメント総括支援員

災害対応に関する知見を有し、地方公共団体における管理職等の経験などを有する者

○災害マネジメント支援員

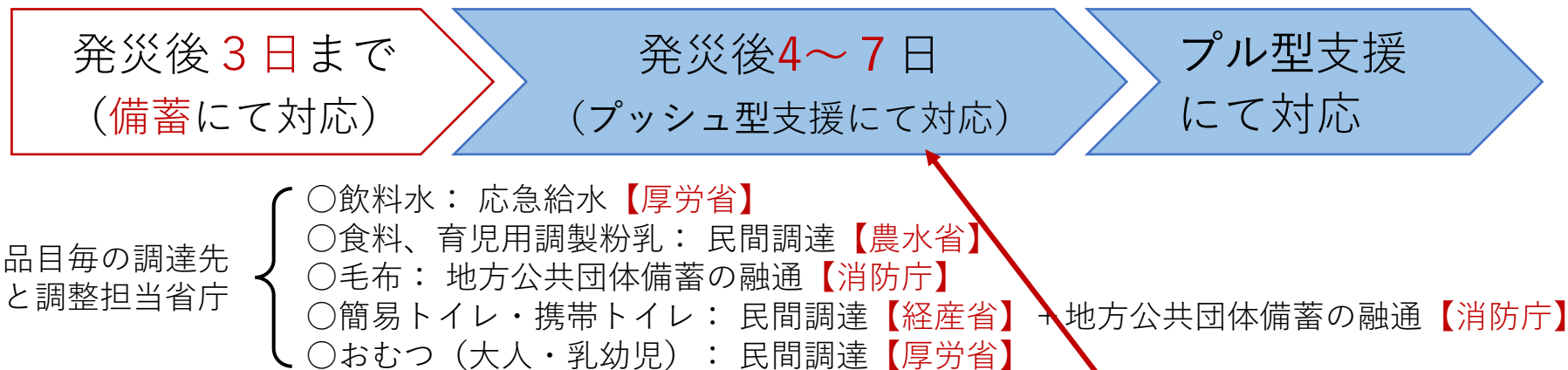
避難所運営業務や罹災証明の交付業務などの災害対応業務に関する知見を有する者



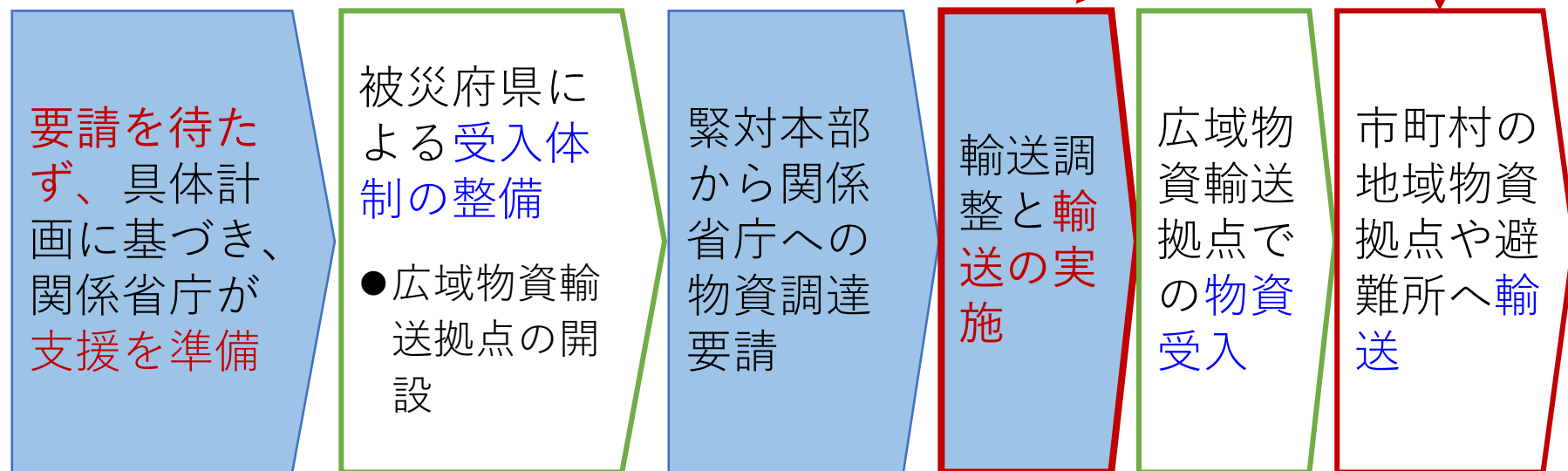
災害マネジメント総括支援員と
災害マネジメント支援員など
数名で構成するチーム

国の物資支援の考え方(熊本地震の例)

物資調達の方



プッシュ型支援準備の流れ



沖縄県の地震・津波への対応



八重山地震

1771年4月24日（明和8年3月10日）午前8時頃に八重山列島近海を震源として発生した地震

推定マグニチュード 7.4-8.7

最大遡上高30m程度の津波により、先島諸島（特に八重山列島）の被害は、死者・行方不明者約12,000人、家屋流失2,000戸以上

過去2000年間に約600年間隔で、1771年八重山地震と同規模の地震が4回起きていたとする研究報告有



沖縄県における大津波の痕跡—津波石

与那国島
与那国島

西表島
竹富町
西表島
小浜島
竹富島
石垣島
石垣島
黒島
新城島
八重山列島
中御神島

波照間島

東平安名崎、標高18m

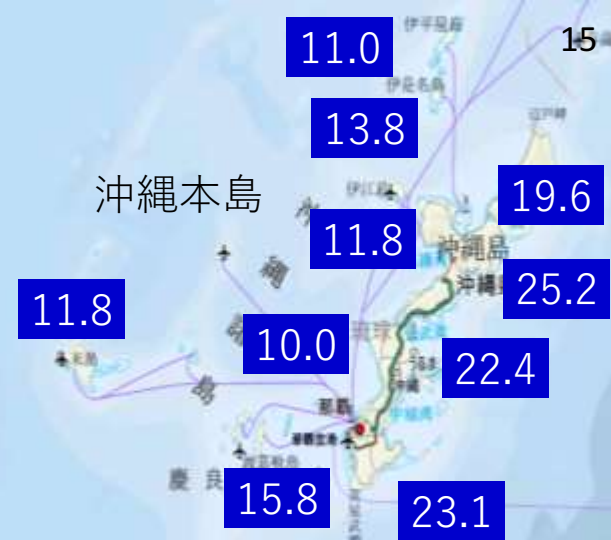


沖縄県における地震・津波被害想定

沖縄県地域防災計画(平成30年3月)の地震及び津波の被害想定「沖縄本島南東沖地震3連動(7頁)」及び「平成26年度最大クラスの津波浸水想定結果(沖縄本島及び慶良間諸島沿岸域)(15頁)」に基づいて作成

被害の想定

死者 : 11,340 人
負傷者 : 116,414 人
建物全半壊 : 129,060 棟
ライフライン : 中長期的に支障大



沖縄県の広い地域で6弱以上の揺れ

沖縄県ではこんなことが起きます



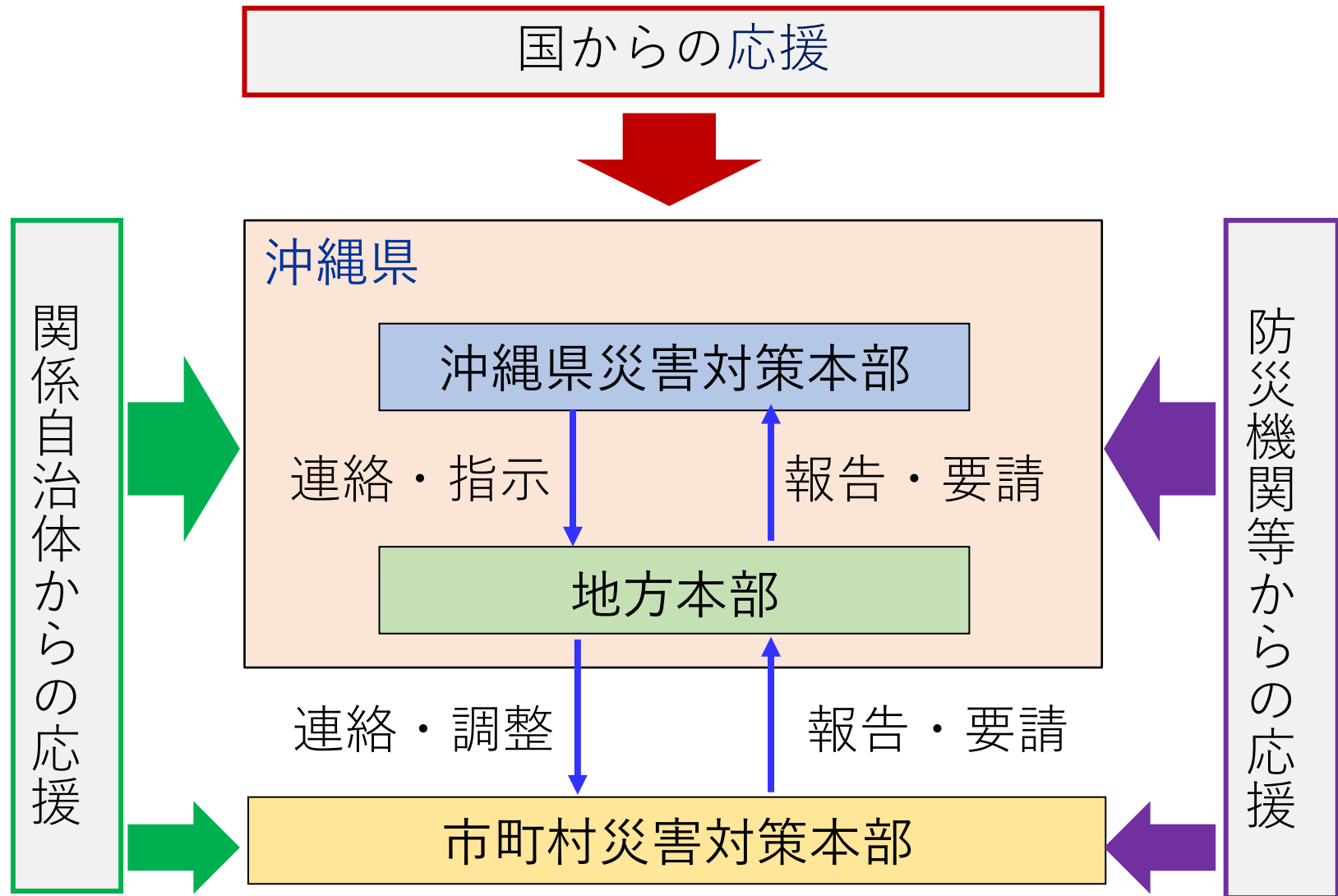
凡例

津波の最大水位 : 38.4

震源域

地震の規模 : マグニチュード9.0

- 1 本土からの遠隔性と離島の散在性等⇒多くの島が散在
 - ▶大規模災害時には県内の空港・港湾等の機能が停止
⇒受援の遅れと各離島への同時応援が困難等
- 2 消防団・自主防災組織の現況
 - ▶消防常備化率（沖縄県70.7%、全国平均97.9%）
 - ▶消防団員数の人口比率（沖縄県0.12%、全国平均0.68%）
 - ▶自主防災組織カバー率（沖縄県13.3%、全国平均77.9%）
- 3 沿岸部の低地に人口等が密集
 - ▶人口密集地の大部分は海拔5 m以下の沿岸部に存在
 - ▶地震発生から10分以内に津波が到達する地区が多数存在
- 4 観光客や外国人への対応
 - ▶県内の市街地、海岸、観光施設等にいる多数の観光客等への対応が必要
 - ▶航空機が停止した場合には、県内（島内）に滞留



国、県、関係自治体・機関等との関係

県災害対策本部の役割

- ①災害関係職員の動員及び派遣
- ②被害等の情報の収集、災害予防・災害応急対策等の実施
- ③市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整の実施

⇒ 市町村の支援基盤確立、支援実施

大規模災害に適切に対応するためには、**各組織の体制**と、**相互連携の体制**が整えられていることが必要



地方本部の役割

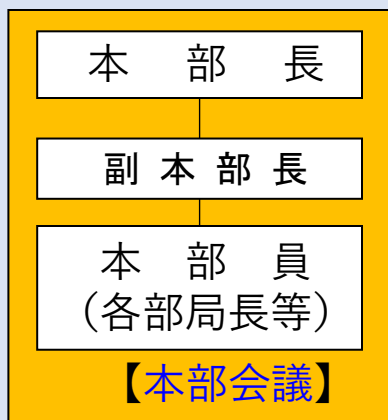
- ①管轄区域における災害関係職員の動員及び派遣
- ②管轄区域における被害状況、応急対策実施状況等の報告
- ③管轄区域における災害予防・災害応急対策等の実施

市町村災害対策本部の役割

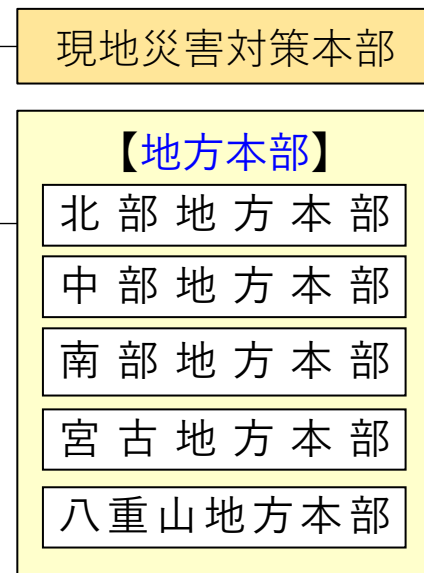
- ①被害情報等の収集、県（地方本部）への報告
- ②災害応急対策の立案・実施
- ③県・関係機関等との連絡・調整



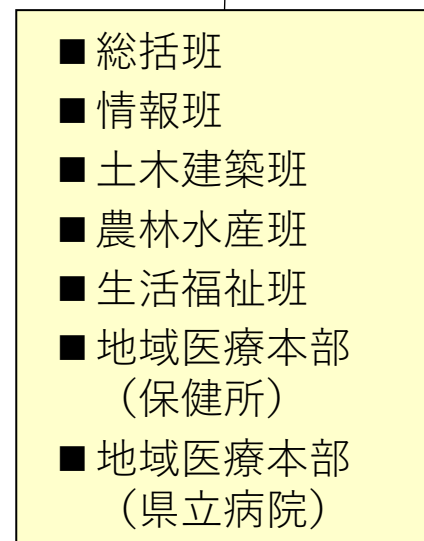
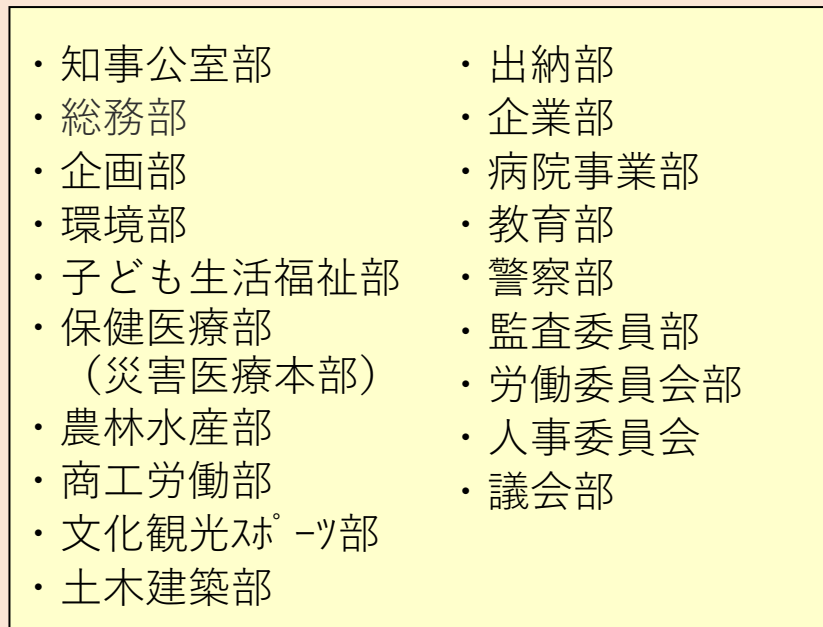
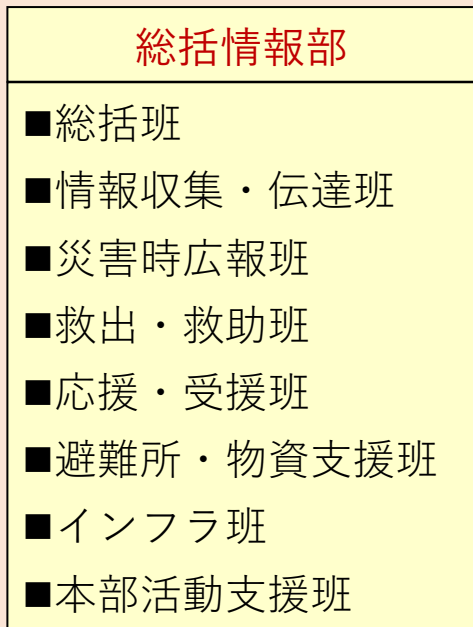
沖縄県災害対策本部



必要に応じて設置



【各部・室】



県・市町村の災害対策本部地位・役割

責 務

県民・市民・町民・村民の**生命**、**身体**及び**財産**を災害からの保護
(地域防災計画に基づく対策の実施、県は市町村等の支援・総合調整)

県 災 害 対 策 本 部

地位 (立場)

県の責務を果すための
指揮中枢

役割 (果すべき機能)

- 被災**市町村**への**支援基盤**の構築
- 災害応急**対策**の**立案・推進**
- 応援部隊等の活動の**総合調整**
- 国等**対外的**総合窓口

参謀部及び実行組織として本部長の指揮を支える

総括情報部 (本部事務局)
(災害対策本部の司令塔)

総括情報部以外の県災害対策本部の部・室
(方針に基づき、個別の対策を実行)

災害対策本部事務局 (参謀部)

地位 市町村災害対策本部の司令塔

役割

- 本部長の意思決定の補佐
- 本部運営の全般統制
- 災害応急対策の総合調整等
- 応援部隊等の活動の総合調整
- 県・防災関係機関等の対外的総合窓口

方針案の検討、本部活動の統制・調整

事務局以外の班等(実行組織)

各班の役割

- 事務分掌に元づく情報活動
- 災害応急対策の立案・推進
- 応援部隊等の活動の調整

方針に基づき、個別の対策を実行

参謀部及び実行組織として本部長の指揮を支える

災害対策本部運営の基本的事項



災害発生時に 生起する事態

- 甚大な被害
- 庁舎等の損壊、職員・家族の死傷
- 社会・経済的混乱
- 被災者からの要請、苦情
- マスコミの取材、対応の批判
- 災害ボランティアの申し出
- 内外からの支援申し出
- 安否の問い合わせ



災害対策本部に求められる活動

情報活動

- ・被害や機関等の情報の収集・整理
- ・住民や災害応急対策等への影響の分析
- ・整理・分析した情報の報告、提供

対策の立案・調整

- ・情報の分析に基づく、災害応急対策の検討
- ・各部・班・関係機関との調整
- ・対策の指示・実行

本部会議の運営

- ・会議資料（取りまとめ報等）の作成
- ・災害応急対策等の審議・決定
- ・決定事項の告示

災害広報

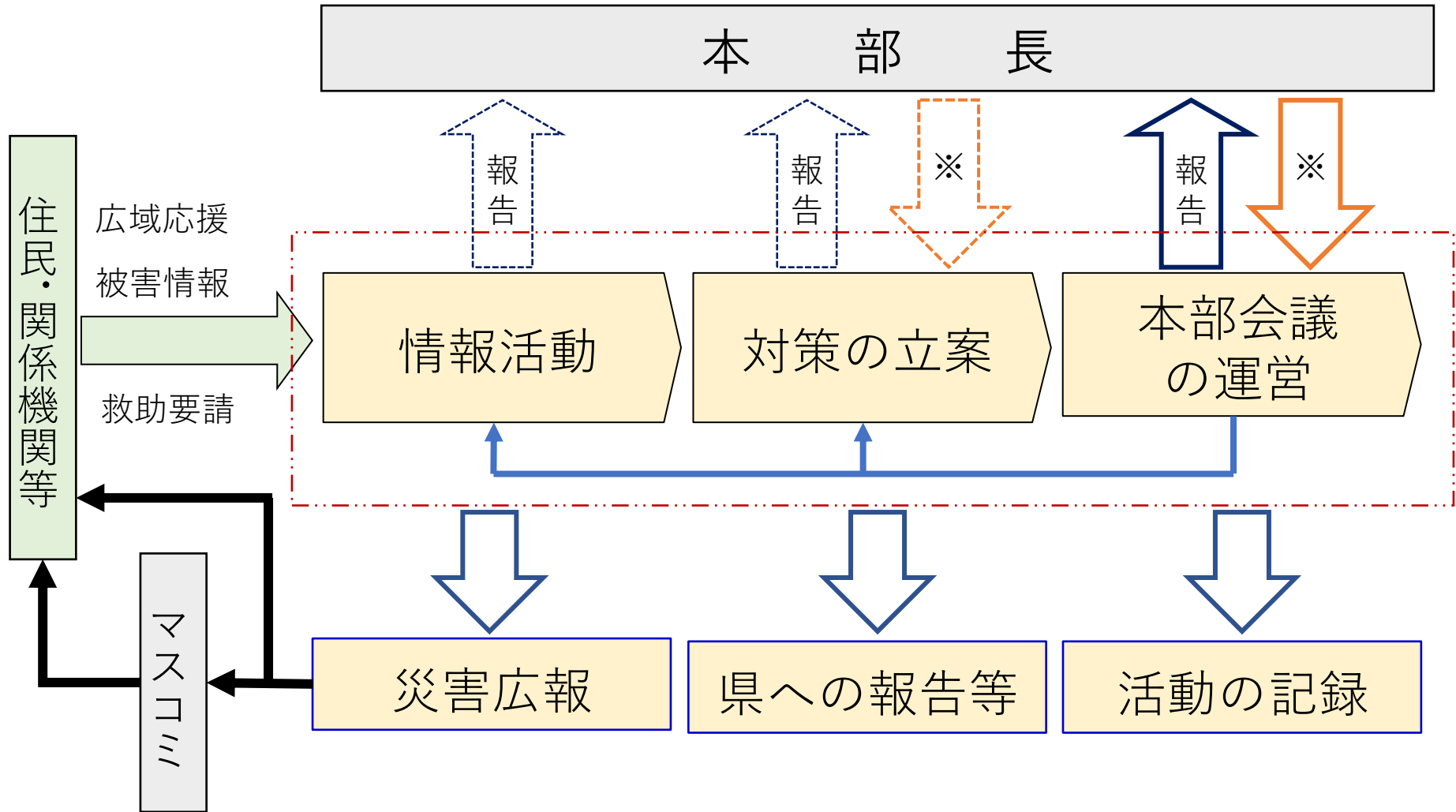
- ・広報資料の作成
- ・各種手段による情報発信

県への報告等

- ・被害や措置事項等の報告
- ・支援要請・調整

活動の記録

- 取りまとめ報や時系列活動記録等の作成・整理・保存



※：決定、承認、指示

情報活動

- ①必要な情報を積極的に収集するという姿勢が見られない。
- ②班等の業務の遂行に必要な情報が収集されない。
- ③入手した情報の整理ができない。
- ④地図や表などを活用した情報の視覚化・総合化がなされていない。
- ⑤入手した情報の重要度の判断や情報の分析ができない。
- ⑥情報の共有（伝達・報告）ができない。

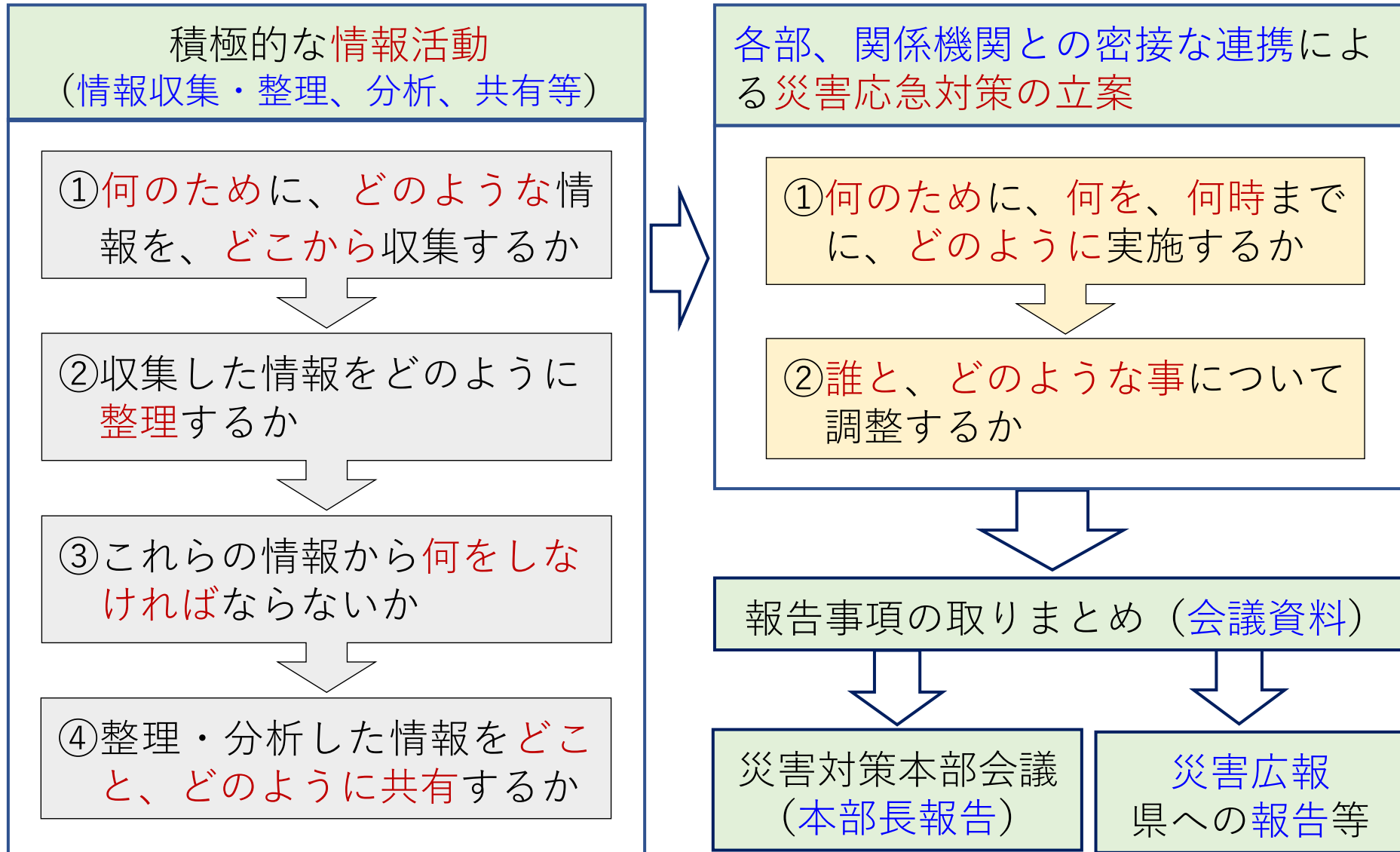
災害応急対策の立案

- ①状況付与されたことへの対応だけで、当面の状況の分析に基づく、将来を見通した災害応急対策の検討がなされない。
- ②対策の立案に際して他の部署・関係機関との調整がなされない。

災害対策本部会議

災害対策本部会議の報告事項は、対応・処置事項が主体であり、問題点や検討課題、今後の対応案等の報告が少ない。

各種計画やマニュアルを準拠とした活動・業務の遂行

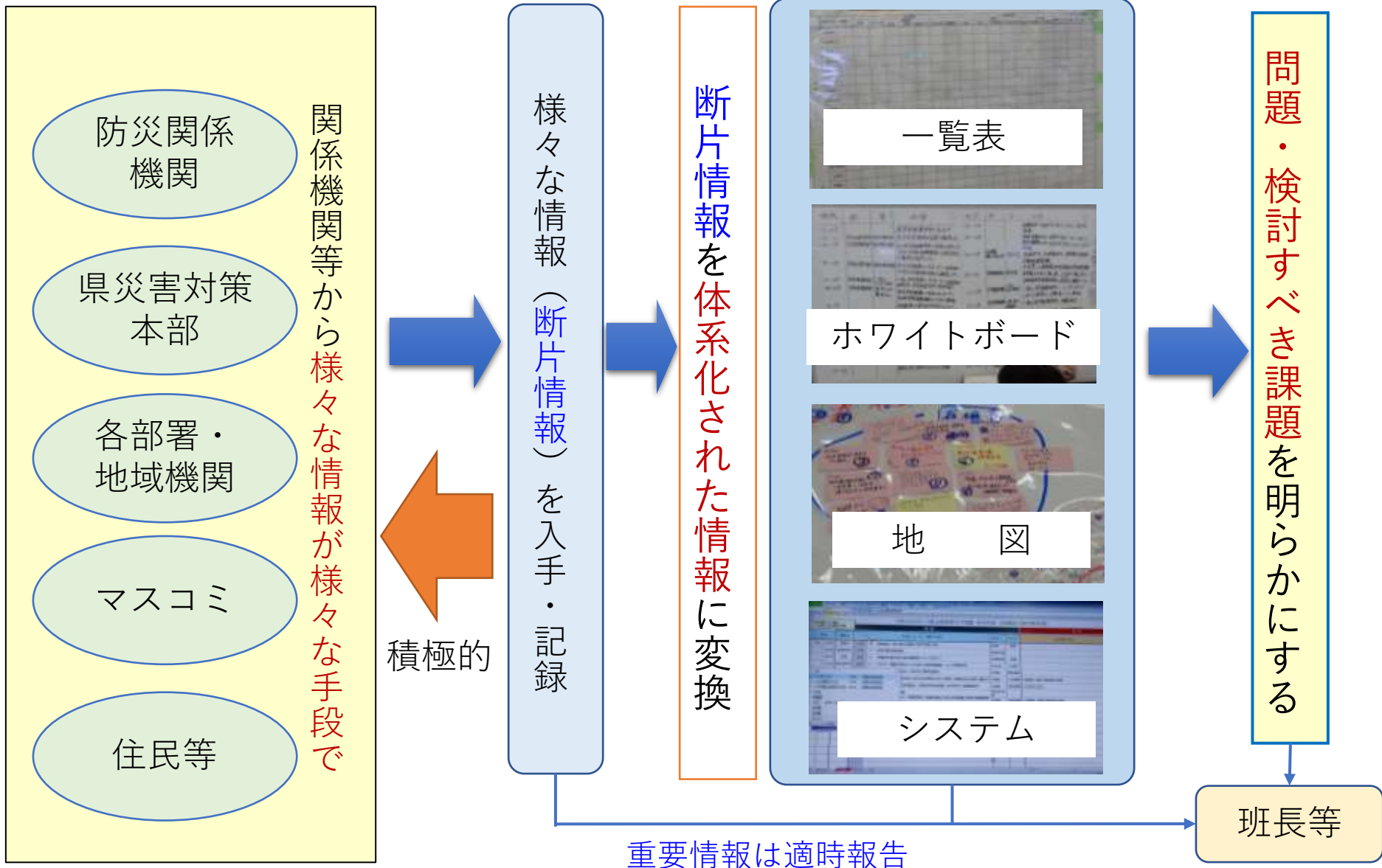


情報活動(一般的な活動手順)

情報の収集

情報の整理

分析



情報の収集・記録(例)

市災害対策本部には、自主防災組織・関係機関等から様々な情報や要請などが寄せられます。

情報収集・整理の手順(例)

まず「土砂災害発生情報です」と大声を発し、概要を伝達

- ①対応記録紙(仮)への記録
- ②不足している情報の確認
- ③情報の緊急度、影響度の判断
- ④班長に対応や情報の提供先を検討して報告する
- ⑤必要に応じ、ホワイトボードや地図に書き込む。
- ⑥情報の提供先に連絡する。

市町村の対応記録紙	
イ. 発生(仮発生)	<input type="checkbox"/> 自治村() <input type="checkbox"/> 一般住民() <input type="checkbox"/> 県内内職() <input type="checkbox"/> 林業職() <input type="checkbox"/> 自治機関() <input type="checkbox"/> 災害関係() <input type="checkbox"/> 関係団() <input type="checkbox"/> 民間事業者() <input type="checkbox"/> その他()
ウ. 発生連絡先	
エ. 対応先	(所属) (姓名) (連絡先)
オ. 情報の内容	発生・被害・救助・要請・その他() 注意(「災害」は「発生」) <input type="checkbox"/> 人的被害 <input type="checkbox"/> 建物被害 <input type="checkbox"/> 道路被害 <input type="checkbox"/> インフラ(道路、通信) <input type="checkbox"/> ライフライン(電気、ガス、水道など) <input type="checkbox"/> その他() (1)この情報の発生時刻、発生場所、発生状況 (2)この情報の発生時刻、発生場所、発生状況 (3)この情報の発生時刻、発生場所、発生状況
	(4)受領
	日時、受・発信者など、漏れなく記入する。
	対応記録紙(要領、指示など)
対応記録紙(記録用紙)	対応先 自治村・自治会 関係・救助隊 関係機関 市民・関係者 自治会・関係者 自治会・関係者 インフラ 関係機関 関係機関 関係機関
対応記録	○対応先としての関係、発生時刻(※発生時刻にて記載)

不足している情報への対応

1 入手した情報

一般住民からの電話での情報

「〇〇区の者だが近くで裏山の崖が崩れ、住宅3軒が押しつぶされた。道路も土砂で塞がっている。」

2 あなたの対応

(1) 不足している情報の確認

- ①被害発生個所はどこか → 何丁目何番地か分からないと対応できない
- ②人が生き埋めになっているか → 緊急度の判断ができない
- ③道路閉塞範囲と土砂の量は？ → 影響度を判断できない

(2) 対応策の検討

- ①災害現場は特定された → 情報収集（そこに至る経路の状況など）
- ②数人生き埋めになっている → 救助活動（部隊、資機材、救急など）
- ③緊急輸送道路を10数m閉塞している
 - 輸送路の確保（道路啓開機関、資機材、廃土置き場など）

積極的な情報の収集

対策の検討に必要な情報が集まらない場合

⇒何のために、どのような情報を、どこから収集するか

1 災害様相のイメージ化 ⇒ 今後対応すべき事項を把握

現在わかっている情報、過去の災害の経験等から、
災害応急対策活動がどのように進展するのかをイメージし、
基本的なタイムスケジュール（災害のシナリオ）を作成する

2 重視して収集すべき情報項目の整理

分掌事務に基づく、災害応急対策活動を実施するため、
緊急度や重要度が高い情報収集項目を明らかにする

3 収集先及び収集手段等の整理

情報収集項目に基づき、
情報収集先（災害対策本部関係部班、県関係部署、地方本部、防
災関係機関、自主防災組織、マスコミ、住民等）、収集手段、担
当者を明らかにする

情報の整理 ⇒ 収集した情報を **どのように整理**するか

1 定型様式の作成・整理

使用目的に応じた記録用紙、一覧表などの、**定型様式を作成・整理**する。

2 情報の視覚化・統合化

地図、**ホワイトボード**及び**大型モニター**などを活用し、視覚化・統合化の作業を実施にする。

3 情報の重要度・緊急度の判断

現在までに判明した事項から**現状と今後予想される事態**を推測し、**情報の重要度・緊急度**を判断する。

情報の整理～ホワイトボード記載例～

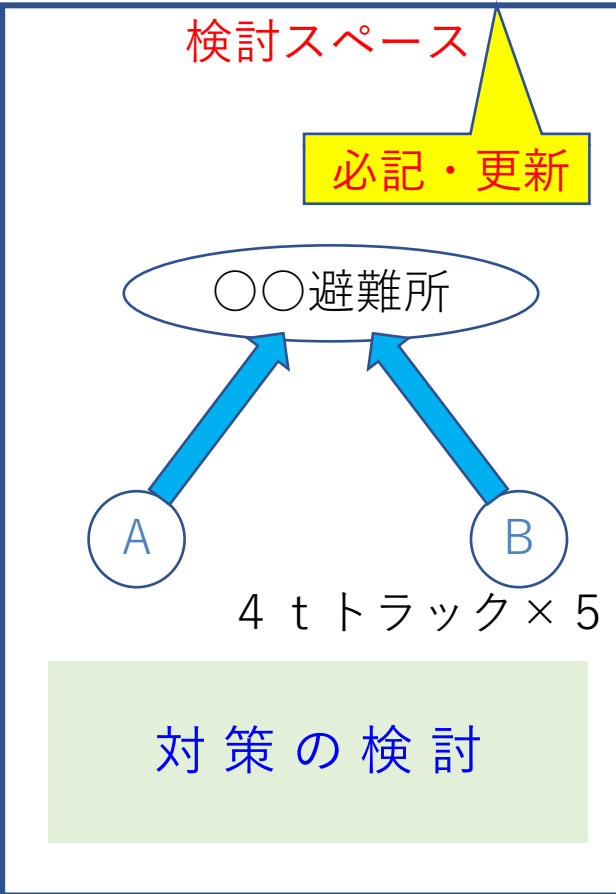
9月〇日（水）13:00現在

本部長指示	部長指示	業務の重点	次回会議
当面、情報収集・火災防御、人命救助、被災者保護、適時の広報を重視	①被害情報の収集・報告（職員含む） ②関係機関・施設等との連絡の確保 ③避難所の開設、避難者の受け入れ態勢の確立	①避難者対策の検討・報告 ②第3回本部会議資料の作成 14:00まで	第3回本部会議 19日15:30 班長会議 19日13:00

活動の準備とすべき事項

時刻	相手	内容	処置事項	調整先	処置時刻	備考
12:55	〇〇避難所	避難所への物資輸送 添付書類①	1 輸送支援車両依頼 2 車両数、派遣時間 ※回答待ち	トラック協会	13:00	情報部へ通報

入手情報と対応



検討スペース

必記・更新

要請受け

- 添付書類①**
- 1 輸送先
 - 2 輸送品目
 - 3 . . .

文書貼付スペース（位置を決めておき、新しいものを重ねる。）

被害情報

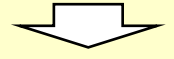
連絡事項

その他

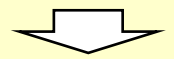
入手・作成した文書基礎資料等の閲覧・確認

情報の視覚化・総合化

- ①火災発生箇所
- ②道路の損傷・不通箇所
- ③避難者・負傷者の状況



情報の視覚化、総合化



- ①避難誘導方向・経路
- ②火災防御の重視地域
- ③人員・物資輸送経路
- ④道路の復旧優先順位

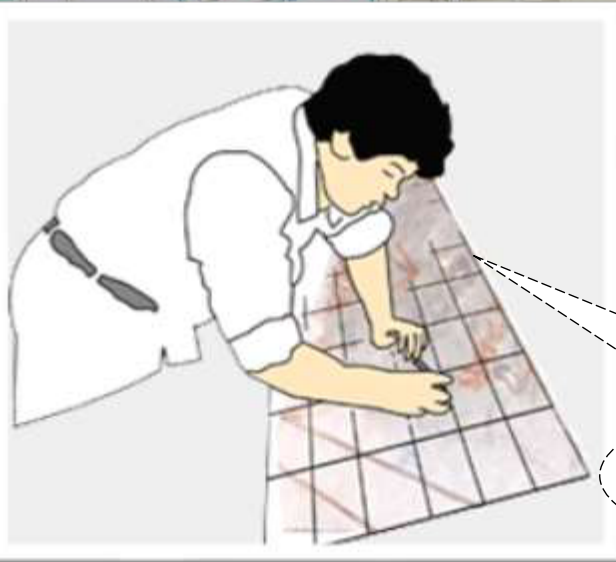
見えないものが見えてくる



避難場所の移動が必要
→避難経路の検討

凡例

- ⊆：避難者
- ⊆：負傷者



定型用紙のイメージ(一例)

人的・住家被害状況一覧表

●●時点

区分	人的被害		住家被害			非住家被害
	死者	負傷者	全壊	半壊	一部破損	
○○						
△△						
●●						
▽▽						
合計						

定型はない

避難所状況一覧表

●●時点

区分	開設状況	収容可能人員	収容人員	物資状況	福祉避難所の有無	備考
A 避難所						
B 避難所						
C 避難所						
D 避難所						
E 避難所						
F 避難所						
合計						

情報の分析

整理した情報から何をしなければならないか

整理した情報から災害応急対策活動へ及ぼす悪影響（問題点）や
検討すべき課題を明らかにする。

10:00現在

区分	開設状況	収容可能人員	収容人員	状況	備考
A避難所	開設	100名	95名	今夕食まで確保	増加中
B避難所	開設	200名	100名	停電・断水	増加中
C避難所	開設	150名	100名	停電・断水	増加中
D避難所	確認中	200名			
E避難所	開設	150名	80名	非常用電源用燃料残 8時間程度	
F避難所	開設	100名	80名		増加中
合計		900名			



何が問題ですか？ 検討課題は何ですか？

情報の共有

情報の共有

⇒整理・分析した情報をどこと、どのように共有するか

1 情報提供先、提供手段の整理

情報の分析から明らかになった、災害応急対策活動へ及ぼす影響、検討すべき課題等を踏まえ、

情報提供先（災害対策本部関係部班、市関係部署、県、防災関係機関等）、提供手段、担当者を明らかにする。

2 情報の提供

情報提供先に対して、整理した情報を提供（共有）する。

情報は、個別に提供する場合と、調整会議等において、災害対策本部各部・室・班、防災関係機関等に提供する場合がある。

(災害対策基本法第50条)

災害応急対策とは、

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に**災害の発生を防禦**し、又は応急的救助を行なう等**災害の拡大を防止**するために行うもの

⇒**具体的**には、住民の生命、身体及び財産を守り、**被害を最小限**にするために**応急的**にとるべき**対策**のこと

地震・津波被害と主な災害応急対策の項目

事 案



大地震



大津波



観光施設、
空港港湾等
損壊・浸水

発生する被害等

- 死者・負傷者・行方不明者の発生
- 火災の発生
- 避難者の発生
- 医療体制の逼迫
- 庁舎・職員の被災
- 学校施設等の損壊・浸水
- 観光施設等の損壊・浸水
- 道路・施設等損壊・浸水
- 港湾・空港の損壊・浸水
- 断水、下水道の使用停止
- 停 電
- ガスの供給停止
- 電話の不通、輻輳
- 瓦礫の発生・散乱
- 産業基盤の喪失 等

- 住民等からの要請
- 報道からの問合せ
- 広域応援の申し出
- ボランティアの申し出

主な災害応急対策

- 活動体制の確立
- 地震情報・津波警報等の伝達、通信の確保
- 情報の収集・伝達
- 災害広報
- 広域応援要請、自衛隊への災害派遣要請
- 避難者支援活動、観光客、要配慮者等への対応
- 救助・救急活動、医療救護活動
- 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持
- 災害救助法の適用
- 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動
- 感染症対策、保健衛生、防疫等に関する活動
- 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動
- 産業廃棄物等の処理
- 住宅応急対策
- 二次災害の防止活動
- ボランティアの募集・受入れ活動
- 公共施設、ライフライン施設等の応急復旧活動
- 教育対策
- 農林水産物応急対策
- 米軍との相互応援活動
- 離島支援活動

災害応急対策の立案

災害応急対策検討の手順（思考過程）

情報の分析

- ①情報の中から、県や班等の任務に関する情報を抽出整理
- ②整理した情報の中から、市災害対策本部の任務や業務の遂行に及ぼす影響や問題点を把握
- ③明らかになった問題点等から検討すべき課題を把握

対策の検討

- ①情報の分析で明らかになった課題等を解決するために市町村として実施すべき災害応急対策（案）について、何を、何時、誰が、何処で、どのようにと、努めて総合的、具体的に検討
- ②災害応急対策の実行を容易にするために付随的に実施すべき事項や連絡調整先や内容等を検討
⇒方針、対策項目、実施要領、措置等

整齊・円滑・着実な災害対応の実施

災害応急対策の具体化するためには

「災害応急対策を具体化する」とは

当面の状況に対応し、執るべき災害応急対策の目的、対策項目、実施要領一何のために、何を、何時、何処で、誰が、どのように一を検討・決定すること

検討項目	目的	対策項目	実施要領			
	何のために	何を	何時	どこで	誰が	どのように
避難対策	地震動による火災やがけ崩れ、家屋倒壊等から市民の生命の安全を確保	避難指示の発令、誘導				
		避難所の開設・運営等	具体化 ⇒これを明らかにする			
		要配慮者の避難・収容				
		帰宅困難者の保護・移送				
		ペットの保護・収容				
		救援物資の輸送・配分				

災害応急対策の具体化の一例(雛形)

検討項目	目的	対策項目	実施要領			
	何のために	何を	何時	どこで	誰が	どのように
避難対策	地震動による火災やがけ崩れ、家屋倒壊等から市民の生命の安全を確保	避難指示の発令、誘導	要避難地域、避難先地域（施設）、避難経路、避難誘導、避難開始時期、避難広報 等			
		避難所の開設・運営等	避難所の開設・運営組織、施設配置、仮設トイレや寝具等資機材等の配分、食糧・物資の供給、保健・衛生、情報の提供、安否情報の収集・伝達、ボランティアの支援受け、在宅避難者の支援 等			
		要支援者の避難・収容	災害時要支援者の収容、避難支援、避難状況の把握、福祉避難所の開設等			
		帰宅困難者の保護・移送	避難広報・誘導、避難施設の確保、生活・帰宅支援			
		ペットの保護・収容	方針の策定・広報、状況の把握、獣医師等への要請			
		救援物資の輸送・配分	需要の把握・調達・輸送・配布の体制・要領等			

各部・関係機関等との調整(総合調整)

総合調整の定義 (仮)

災害対策本部が人命と財産の保護及び被害の最小化のために執るべき災害応急対策について、目的、方針、関係各部・機関等の役割、実行要領等について調整(協議)し、取り決めを行うこと

訓練で見られる一般的な状況

- ①調整の活動が見られない
- ②自衛隊等関係機関への丸投げ
- ③調整の場所がない
- ④腹案も資料の準備もない
- ⑤何の決定もなく、情報交換だけで終る

問題認識

災害応急対策の総合調整が適時適切になされていない？

各部・関係機関等との総合調整(調整)

総合調整は、

関係班長等が参集した調整会議（班長会議）等により実施

調整会議実施要領（例）

■司会・進行
主催班長等

■次 第

- ①被害状況等
- ②各班・機関の活動状況
- ③調整（協議）事項

→ 取り決める内容

- ①活動の目標（何を、いつまでに）
- ②役割分担（誰が、何を）
- ③実行要領（どこで、どのように）
- ④連携・調整の手段等

総合調整を円滑・適切にするための留意事項

総合調整前の基本的な準備事項

- ①調整の必要性・目的を明確にする。
- ②調整の時期、場所、参加者を選定する。
- ③進行要領を検討する。
- ④対策案を検討し、必要な資料を準備する。
- ⑤関係者に参集時期、準備資料等を指示する。
- ⑥場所、資機材の準備をする。

考 慮 要 件

- ◆ 災害対策本部の責務・対応方針
- ◆ 本部長指示・指針
- ◆ 状況の特性
気象、被害状況、要請事項・内容、住民等の動向、時期、地理、各部・機関の態勢

時系列活動記録の定義 (デジタル大辞泉)



クロノロジー (chronology) のこと。
過去の出来事を年代順に並べたもの。年表。年代記

災害対策本部活動においては、**災害対策本部の各部・室・班等**が、**被害や対応等の状況を時間の経過に従って記録**したもの（定型はない）

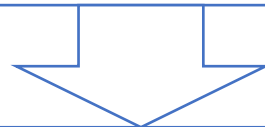
意義	時系列活動記録作成の効果
①本部長等の 状況判断を容易 にするための資料	被害情報や対応等の状況の把握と経緯の理解が容易になり、適時適切な災害応急対策・活動の指導、状況判断が容易になる。
②災害対策本部の 災害時広報 の資料	広報担当者の状況把握と広報資料作成が容易になり、漏れのない災害時広報の実施が可能になる。
③ 会議資料、取りまとめ報等作成 のための資料	資料作成担当者の状況把握と資料作成が容易になり、漏れのない本部会議資料や取りまとめ報の作成が可能になる。
④本部勤務者 申送り 資料	要員交代時の状況の把握が容易になり、一貫性のある業務の継続が可能になる。
⑤災害対策本部の 災害対応活動の記録	本部活動の適否・教訓の把握と災害の記録編纂の資料となる。

取りまとめ報

取りまとめ報で何を発信（報告）するのか？

狙い

- ①部内の認識の共有
- ②住民への安全・安心情報の発信
- ③部外機関等への情報提供



- ①何が起きているか
- ②どのように対応しているか
- ③これからどうするのか

これを発信する

取りまとめ報(地震・津波の例)の作成

状況の判明、体制の確立、活動などの度合いに応じ、**逐次内容を充実**

取りまとめ報 A

- 1 地震の情報
 - (1) 震源・震度に関する情報
 - (2) 津波に関する情報
- 2 気象に関する情報
- 3 被害の状況
 - (1) 死傷者
 - (2) 建物
 - (3) 火災

取りまとめ報 B

- 1 地震・津波の情報
 - (1) 震源・震度に関する情報
 - (2) 津波に関する情報
- 2 気象に関する情報
- 3 被害の状況
 - (1) 死傷者
 - (2) 建物
 - (3) 火災
 - (4) 道路
 - (5) ライフライン
 - (6) 避難者・帰宅困難者
- 4 県の対応状況

取りまとめ報 C

- 1 地震・津波の情報
 - (1) 震源・震度に関する情報
 - (2) 津波に関する情報
- 2 気象に関する情報
- 3 被害の状況
 - (1) 全般
 - (2) 死傷者
 - (3) 建物
 - (4) 火災
 - (5) 農地
 - (6) 文教施設
 - (7) 病院
 - (8) 道路
 - (9) 橋梁
 - (10) 河川
 - (11) 砂防
 - (12) 清掃施設
 - (13) 崖崩れ
 - (14) 鉄道
 - (15) ライフライン
 - (16) 避難者・帰宅困難者
- 4 県の対応状況
- 5 防災関係機関の活動状況

警察、消防、自衛隊、DMAT等
- 6 市の対応状況
 - (1) 活動体制
 - (2) 災害対策本部の設置
 - (3) 市が執った主な応急措置
 - (4) 応援要請
 - (5) 災害応急対策概要

救出・救助、消火、医療救護、避難者収容、交通、物資等
- 7 今後の対応(予定)
 - (1) 災害応急対策の重点
 - (2) 次の災害対策本部会議の開催時期

情報活動

- ①電話等により情報を入手
- ②情報を「対応記録紙」に記録・保管・複写・配布
- ③班長等への報告
- ④クロノロジーとして記録、地図・一覧表等へ整理
- ⑤関係機関等への情報提供
- ⑥整理・要約した情報から問題点を見つけ、課題を把握

災害応急対策立案

- ①課題に対する対策案の検討
- ②個別調整、又は調整会議の開催
 - ・調整会議資料の作成
 - ・調整会議の準備
 - ・調整会議の開催
- ③対策の実行要領、役割分担等の協議
- ④今後の活動方針等について認識共有
- ⑤（対応指示・確認）

災害対策本部会議

- ①会議準備
 - ・本部会議資料（取りまとめ報）の作成
 - ・会場準備
 - ・参加者等へ連絡 等
- ②班長会議の開催
- ③本部員会議の実施

- ・災害広報
- ・県への報告等
- ・災害の記録

防災・危機管理は人である

- 責任ある者は、その**責任**を果たさなくてはならない。
- 一人一人が自分の**役割**を果たさなくてはならない。
- 組織は、組織の**使命**を果たさなくてはならない。

一人一人が、
自分がやらなければ誰がやる、との意識をもって
防災（危機管理）に取り組むことが必要



全ての部署・職員が防災に係る**責務**（住民の生命・身体・財産の保護、被害の最小化）を果たさなくてはならない。

おわり

